

九州大学百年史 第8巻 : 資料編 I

九州大学百年史編集委員会

<https://doi.org/10.15017/1448763>

出版情報 : 九州大学百年史. 8, 2014-05-30. Kyushu University
バージョン :
権利関係 :

九州大学百年史

第 8 卷
資料編 I

序

九州大学は一九〇三（明治三六）年創設の京都帝国大学福岡医科大学をその直接の前身として、一九一一（明治四四）年、工科大学・医科大学よりなる四番目の帝国大学として創立されました。二〇一一（平成二三）年に創立百周年を迎え、次の百年に向けて「知の新世紀を拓く」ことを目標に掲げ、広く世界において指導的な役割を果たし活躍する人材を輩出し、世界の発展に貢献することを目指しています。

新しい百年を切り開いていくためには、新たな九州大学像を明確に描くことが必要であると同時に、これまでの九州大学の歩みを振り返ることもまた重要です。『九州大学百年史』は、九州大学のこれまでの教育研究の成果や、それを通じた地域社会・日本・世界への貢献の歴史を、内外に積極的に公開することを目的として編集されています。本書を通じて九州大学の歴史を広く知っていただくとともに、今後の九州大学のあり方について、示唆や指針を得る手がかりとしていただきたいと存じます。

『九州大学百年史』は通史編・部局史編・資料編から構成され、本巻は資料編の最初の巻と

して公開されます。本巻では、九州大学の淵源である賛生館から一九四九（昭和二四）年に新制大学が発足する前までの時期の資料を採録いたしました。この間、賛生館の後身である福岡医学校・福岡病院を基礎として京都帝国大学福岡医科大学が創設され、これを前身とした九州帝国大学の創立、各学部等の創設による大学としての発展、そして戦争と戦後の改革により大きな影響を受けるといった、激動の歴史を九州大学はたどっています。また、新制大学発足時に統合される、福岡高等学校・久留米高等学校もこの間に創立されました。

本巻には、このような九州大学の歴史を表すものとして、大学全体や各学部・前身校に関する法令や規則類だけでなく、新聞記事や個人の文書、地方議会の資料など、さまざまな分野にわたって幅広く収集した関係資料を収録しています。こうした資料を通じて、九州大学はすでにその創立過程から社会と密接な接点を持ち、社会のみなさまに支えられ、また社会に貢献してきたことをご理解いただけるものと思います。

九州大学では二〇〇六（平成一八）年に百年史編集ワーキング・グループを設置して百年史編集事業の検討を開始しました（二〇〇八年に史料編纂委員会に改組）。二〇〇七年に百年史編集委員会を設置し、二〇〇九年、大学文書館に百年史編集室を設置して『九州大学百年史』の編集実務を開始いたしました。九州大学ではこれまで、五十年史・七十五年史を刊行しており、

その過程で収集された資料や、その後保存措置がとられた学内外の文書を保存・公開するために大学図書館を設置しております。『九州大学百年史』はこれまでの年史編纂の経験と資料の蓄積の成果でもあります。加えて、大学年史としては初めて、印刷物での刊行に先立ちWEB上での公開を行うという、新たな試みを行うことといたしました。

九州大学は二〇〇五（平成一七）年より伊都キャンパスへの統合移転を開始し、本年には椎木講堂も完成いたしました。伊都キャンパスを「知の拠点」として今後ますます、教育・研究の充実、産学官連携の強化、国際化の推進を行ってまいります。九州大学が新キャンパスで新しい道を歩み始めているなか、『九州大学百年史』の公開を開始できますことは、まことに慶賀の至りです。

本巻の編集にあたっては、数多くの方々から資料の提供などのご協力を賜りました。ここに厚く御礼申し上げます。

二〇一四（平成二六）年五月

九州大学総長 有川 節 夫

凡 例

- 1 本巻「資料編Ⅰ」には九州大学の創立前史から新制大学発足前までの資料を収録した。
- 2 「通史編Ⅰ」に準じた編・章・節に分ち、節の中では原則として年月日順に資料を配列した。なお、編・章・節の構成・表題は必ずしも「通史編Ⅰ」には一致しない。
- 3 資料の表題は原則として原資料に従った。ただし、表題がないものは編者が適宜表題を付し、原資料の表題が長い場合は一部を省略した。
- 4 資料の出典は表題の次に（ ）で示した。ただし、出典と表題が同じものは出典を省略した。
- 5 学内規則は表題の次に制定日を（ ）で示した。
- 6 資料の収録にあたっては、できる限り原資料の体裁を生かした。
- 7 編集の都合により資料の一部を省略した場合は、前略・中略・後略を（ ）で示し、原資料の（省略）と区別した。
- 8 図・表は原則として収録したが、写真はすべて省略した。
- 9 漢字表記は原則として常用漢字または印刷標準字体を用い、異体字・略体字・俗字は常用漢字または印刷標準字体に改めた。ただし人名については原則として原資料の記載のとおりとし、文字コードの割り当てられていない異体字は常用漢字に改めた。
- 10 かなづかい・送りがなについては原文どおりとした。変体がなは現行のかなに改めた。「ㄣ」「ㄹ」などの合字は

「コト」「より」のように開いて表記した。

11 明らかな誤字・脱字については訂正したが、疑義がある場合はママを付した。

12 欠損や判読不能の文字は□・「」で示した。

13 ふりがな・傍点・傍線等は原則として省略した。

14 句読点は原則として原資料のとおりとした。ただし、誤記・欠落等は適宜修正した。編者の判断により句読点を付したものは資料の後にその旨注記した。

15 収録資料には現在では不適切と思われる表現が使われているものもあるが、歴史資料としての性格を考慮し、そのまま収録した。

九州大学百年史 第8卷 資料編Ⅰ 目次

序
凡例
目次
資料目次
解題

第一編 創立前史

第一章 賛生館から県立福岡病院へ…………… 3
第一節 賛生館・修猷館内診察所・福岡医院…………… 3
第二節 福岡医学校…………… 9
第三節 福岡甲種医学校…………… 39
第四節 県立福岡病院…………… 75
第二章 京都帝国大学福岡医科大学…………… 113
第一節 九州大学設置問題…………… 113

第二節	福岡医科大学設置運動	155
第三節	京都帝国大学福岡医科大学の創設	223
第二編	九州帝国大学の創立	
第一章	九州帝国大学創立への動き	261
第一節	工科大学設置問題	261
第二節	工科大学官制の公布	273
第二章	九州帝国大学の創立	305
第一節	九州帝国大学の創立	305
第二節	九州帝国大学の整備	343
第三編	九州帝国大学の拡充	
第一章	大学制度の改革	371
第一節	大学令の公布	371
第二節	九州帝国大学の制度改革	373
第二章	農学部の新設	386
第一節	農科大学設置運動	386

第二節	農学部の創設	395
第三章	法文学部の創設	416
第一節	法文学部の創設	416
第二節	法文学部の内紛	444
第四章	附属図書館等の設置	451
第一節	附属図書館の設置	451
第二節	第八臨時教員養成所	457
第五章	温泉治療学研究所の設置と創立二五周年	471
第一節	温泉治療学研究所の設置	471
第二節	創立二五周年	476
第六章	大正・昭和初期の学生生活と学生運動	538
第一節	学友会の創立	538
第二節	『九州大学新聞』の創刊	544
第三節	大正・昭和初期の学生生活	558
第四節	学生運動と三・一五事件	575
第五節	大正・昭和戦前期の国際交流と留学生	603

第四編 福岡高等学校と久留米高等工業学校

第一章 福岡高等学校・・・ 611

第一節 福岡高等学校の創立・・・ 611

第二節 学校生活と学而寮・・・ 666

第三節 福岡高等学校の学生運動・・・ 670

第四節 戦時体制下の福岡高等学校・・・ 674

第二章 久留米高等工業学校・・・ 680

第一節 久留米高等工業学校の創立・・・ 680

第二節 久留米工業専門学校への改称・・・ 717

第五編 戦時体制下の九州帝国大学

第一章 理学部の創設と附置研究所・附属諸学校・・・ 727

第一節 理学部設置運動・・・ 727

第二節 理学部の創設・・・ 736

第三節 附置研究所の増設・・・ 756

第四節 附属諸学校の設置・・・ 763

第二章	戦時体制の形成	784
第一節	戦時体制の形成	784
第二節	学校報国隊の結成	839
第三節	戦時体制下の学生生活	846
第三章	学徒動員・学徒出陣	917
第一節	研究動員・学徒勤労働員	917
第二節	学徒出陣	922
第四章	敗戦後の九州大学・福岡高等学校・久留米工業専門学校	927
第一節	戦後処理の開始	927
第二節	学内・校内刷新	948
第三節	戦後初期の学生生活と学生運動	1008

資料目次

第一編 創立前史

第一章 養生館から県立福岡病院へ

第一節 養生館・修猷館内診察所・福岡医院

一 贈従五位武谷祐之小伝……………	3
二 旧福岡県立学校並二私塾表……………	5
三 塚本道甫口上覚……………	5
四 修猷館内診療所設置……………	6
五 病院入学志願者募集布達……………	7
六 病院費賦課割斤納布達……………	7
七 病院開院式挙行布達……………	7
八 新築医院開院論達……………	7
九 福岡医院新築開院布達……………	8
一〇 福岡県令渡邊清病院開院式祝辞……………	8
一一 福岡医院内生徒寮入寮者募集布達……………	9
一二 医学校病院建設費予算議案説明……………	9

第二節 福岡医学校

一三 医学校病院建設予算に関する質疑……………	10
一四 福岡医学校開設布達……………	15
一五 福岡医学校仮規則……………	15
一六 何事不記……………	22
一七 福岡医学校職制章程并諸規則……………	28
一八 福岡医学校薬舖学教則……………	38
一九 福岡医学校規則……………	39
二〇 福岡医学校卒業者医師免許状下附告示……………	50
二一 福岡医学校附属病院規則……………	51
二二 福岡乙種薬学校規則……………	52
二三 生徒検束……………	61
二四 生徒募集広告……………	61
二五 生徒父兄ノ参考ニ告ク……………	62
二六 宗像郡開業医師総代建白書……………	62
二七 粕屋郡北部開業医師建白書……………	63
二八 福岡医学校費に関する質疑―その一―……………	64

二九	福岡医学校費に関する質疑―その二―	72	四五	九州大学と長崎	116
三〇	府県立医学校の運命	74	四六	九州大学設立ノ位置ハ福岡県最好適地タルノ説明書	117
第四節 県立福岡病院			四七	九州大学設置建議案に関する福岡県会質疑	124
三一	県立病院設立協議会	75	四八	九州大学設置に関する福岡県会建議	129
三二	福岡病院	76	四九	九州大学設置に関する熊本県会建議	130
三三	福岡病院継続之儀ニ付建白	79	五〇	九州東北帝国大学設置建議案に関する質疑	130
三四	福岡病院費に関する質疑	80		―その一―	
三五	福岡病院設置告示	96	五一	九州東北帝国大学設置建議案審査特別委員会議事録	133
三六	福岡病院規則	96	五二	九州東北帝国大学設置建議案に関する質疑	151
三七	玄洋医会創立ノ趣旨	97		―その二―	
三八	玄洋医会規則	100	第一節 福岡医科大学設置運動		
三九	玄洋医会規約	103	五三	九州大学設置建議案に関する福岡県会質疑	155
四〇	自明治廿六年度至明治廿八年度地方税衛生及病院費中 病院新築費支出予算	105	五四	九州大学の位地	157
四一	県立福岡病院規則	111	五五	九州大学を失ふ勿れ	158
第二章 京都帝国大学福岡医科大学			五六	土地買収并寄附ノ件	160
第一節 九州大学設置問題			五七	九州大学設置建議案に関する福岡県会質疑	162
四二	九州大学設立に関する佐佐友房宛津田静一書簡	113	五八	九州大学設置建議案に関する福岡県会質疑	162
四三	九州大学と高等学校	114		―その二―	
四四	九州大学設立地の内定	115	五九	九州大学設置運動経過事蹟	165
			六〇	九州大学設置に関する熊本県会建議	185

六一	医科大学と熊本	185	七八	福岡県立病院敷地建物及建物取付物件等引渡	226
六二	大学問題と本県人士	186	七九	京都帝国大学通則	227
六三	九州医科大学の位置に就て	188	八〇	福岡医科大学規程	232
六四	九州大学設置建議案に関する長崎県会質疑	188	八一	福岡医科大学附属医院規程	236
六五	九州大学設置に関する衆議院予算委員会質疑	190	八二	福岡医科大学事務分掌	236
六六	九州大学設置に関する衆議院予算委員第一分科会質疑	200	八三	看護婦養成科規則	237
	疑		八四	看護婦養成科細則	239
六七	九州大学設置に関する貴族院予算委員第三分科会質疑	211	八五	福岡医科大学学位授与資格審査内規	240
	疑		八六	福岡医科大学	241
六八	九州大学に就いて	215	八七	福岡医科大学概況	242
六九	福岡県の富豪に告ぐ	216	八八	福岡医科大学集談会規程	244
七〇	九州医科大学設置に就て	218	八九	告白	244
七一	福岡市の大学設置祝賀会	219	九〇	木曜発刊の辞	245
七二	福岡県教育会福岡支会感謝状	221	九一	木曜会々則	246
	第三節 京都帝国大学福岡医科大学の創設		九二	木曜会講演部趣意書	246
七三	京都帝国大学二閣スル件中改正	223	九三	福岡医科大学雑誌発刊の辞	247
七四	京都帝国大学官制中改正	223	九四	学友会各部報告	247
七五	京都帝国大学福岡医科大学開設	224	九五	福岡医科大学消費会ノ成立	252
七六	京都帝国大学法科大学医科大学及理工科大学講座ノ件	224	九六	第一回卒業証書授与式	252
七七	京都帝国大学総長職務中福岡医科大学長へ委任条件	225	九七	卒業祝賀会	255
			九八	福岡医科大学卒業式	257

第二編 九州帝国大学の創立

第一章 九州帝国大学創立への動き

第一節 工科大学設置問題

九九	原敬日記―古河家より大学建築寄附について……………	261
一〇〇	工科大学設置を要望する福岡県会決議……………	262
一〇一	工科大学設置に関する衆議院予算委員第一分科会質疑……………	262
	疑……………	262
一〇二	箱崎の祝賀会……………	268
一〇三	市起債及償還規程……………	268
一〇四	福岡医科大学教授林春雄講話……………	269
一〇五	土地収用公告……………	271
一〇六	粕屋郡箱崎町長阿部包保感謝状……………	272
	第二節 工科大学官制の公布	
一〇七	九州帝国大学工科大学官制……………	273
一〇八	九州帝国大学工科大学開設……………	273
一〇九	九州帝国大学工科大学ノ事務文部省内ニ於テ取扱フ……………	273
一一〇	九州帝国大学工科大学ニ設置ノ学科名並ニ授業開始期日……………	273
一一一	九州帝国大学工科大学ノ事務取扱場所……………	274
一二二	九州帝国大学工科大学ノ講座ニ関スル件……………	274

一一三 工科大学長委任事項…………… 274

一一四 九州帝国大学工科大学学科課程…………… 275

一一五 九州帝国大学工科大学学期授業及在学規程…………… 281

一一六 九州帝国大学工科大学入学規程…………… 282

一一七 九州帝国大学工科大学試験規程…………… 282

一一八 九州帝国大学工科大学選科規程…………… 283

一一九 九州帝国大学工科大学実習規程…………… 284

一二〇 九州帝国大学工科大学学生実習心得…………… 284

一二一 九州帝国大学工科大学要覽…………… 285

第二章 九州帝国大学の創立

第一節 九州帝国大学の創立

一二二	福岡医科大学長後藤元之助談話……………	305
一二三	九州帝国大学ニ関スル件……………	306
一二四	貴族院帝国大学特別会計法中改正法律案第一読会……………	306
一二五	貴族院帝国大学特別会計法中改正法律案特別委員会議事録……………	309
一二六	貴族院帝国大学特別会計法中改正法律案第一読会ノ続……………	317
一二七	九州帝国大学官制……………	326
一二八	九州帝国大学総長職務規程……………	328

一二九	九州帝国大学評議員互選手続	328
一三〇	九州帝国大学評議会規程	329
一三一	九州帝国大学処務規程	329
一三二	事務官委任事項	330
一三三	九州帝国大学会計事務規程	331
一三四	会計課事務分掌規程	332
一三五	職員服務心得	332
一三六	九州帝国大学巡視以下服務通則	333
一三七	九州帝国大学巡視服務心得	333
一三八	九州帝国大学小使服務心得	335
一三九	九州帝国大学給仕服務心得	336
一四〇	九州帝国大学通則	337
一四一	九州帝国大学副手規程	343
第二節 九州帝国大学の整備		
一四二	総長訓示概要	343
一四三	山川総長訓示	345
一四四	宣誓式ニ於テ山川総長告辞	348
一四五	九州大学の独立	349
一四六	九州帝国大学ニ関スル件中改正	350
一四七	京都帝国大学総長菊池大麓告別電報	351
一四八	福岡医科大学長後藤元之助謝電	351

一四九	医科大学長委任事項	351
一五〇	九州帝国大学医科大学及附属医院処務細則	351
一五一	九州帝国大学医科大学ノ講座ニ関スル件	353
一五二	九州帝国大学医科大学規程	354
一五三	九州帝国大学医科大学附属医院産婆養成科規程	360
一五四	医科大学創立十周年記念祝賀会の由来	362
一五五	医科大学創立十周年記念祝賀会次第	363
一五六	学生制服制帽	365
一五七	学生揭示手續	366
一五八	学生受診手續	366
一五九	学生集会所使用心得	367
一六〇	九州帝国大学寄宿舎規程	367
第三編 九州帝国大学の拡充		
第一章 大学制度の改革		
第一節 大学令の公布		
一六一	大学改革ニ関スル件	371
一六二	帝国大学及其ノ学部ニ関スル件	371
第二節 九州帝国大学の制度改革		
一六三	九州帝国大学各学部ニ於ケル講座ニ関スル件	373

第二節 法文学部の内紛

一九五 九大法文学部―教授間の紛争はく発……………444

一九六 法文学部教授大澤章等声明書……………447

一九七 法文会役員総会申合せ……………448

一九八 法文学部事件の処断……………449

一九九 法文会普通会員大会決議……………450

第四章 附属図書館等の設置

第一節 附属図書館の設置

二〇〇 附属図書館長委任事項……………451

二〇一 九州帝国大学附属図書館規則……………451

二〇二 図書閲覧及検索ニ関スル規程……………453

二〇三 九州帝国大学附属図書館商議委員会規程……………455

二〇四 附属図書館処務細則……………455

第二節 第八臨時教員養成所

二〇五 臨時教員養成所官制……………457

二〇六 臨時教員養成所規程……………457

二〇七 九州帝国大学内ニ臨時教員養成所設置……………460

二〇八 臨時教員養成所生徒概数、修業年限、入学者資格、
選抜試験ニ関スル概要及出願ノ手続等……………461

二〇九 第八臨時教員養成所規則……………464

第五章 温泉治療学研究所の設置と創立二五周年

第一節 温泉治療学研究所の設置

二一〇 温泉治療学研究所官制……………471

二一一 温泉治療学研究所長委任事項……………472

二一二 温泉治療学研究所処務細則……………472

二一三 温泉治療学研究所設置理由書……………473

第二節 創立二五周年

二一四 創立二五周年記念式典概要……………476

二一五 慰霊祭祭文……………481

二一六 九州帝国大学総長高山正雄式辞……………481

二一七 文部大臣平生鈞三郎外祝辞……………482

二一八 九州帝国大学新聞記念号発刊の辞……………487

二一九 過ぎし廿五年を語る記念座談会……………488

第六章 大正・昭和初期の学生生活と学生運動

第一節 学友会の創立

二二〇 九州帝国大学運動会規則……………538

二二一 九州帝国大学学友会規則……………541

第二節 『九州大学新聞』の創刊

二二二 九大法文会創立理由書……………544

二二三 九州帝国大学法文学部法文会々々……………545

二二四	九州大学新聞創刊の辞	550
二二五	本紙の進むべき道——周年に際して——	550
二二六	全日本学生新聞聯盟の提唱	552
二二七	吾等の新聞九州大学新聞を擁護せよ	553
二二八	法文論叢創刊号巻頭言	554
二二九	九大法文の共済部では何をなすつゝあるか	555
第三節 大正・昭和初期の学生生活		
二三〇	九州帝国大学仏教青年会	558
二三一	九州帝国大学基督教青年会	563
二三二	九大フキルハーモニー会	564
二三三	九州帝国大学学生便覧	566
二三四	箱崎町に望む	569
二三五	大学町としての箱崎	571
第四節 学生運動と三・一五事件		
二三六	九州帝国大学セツルメント創立趣意書	575
二三七	学友会解散嘆願書	576
二三八	共産党事件の学界に及ぼした波紋	576
二三九	退職する九大三教授	578
二四〇	大工原総長談話	580
二四一	共産党事件に関する九州帝国大学総長告諭	581
二四二	会ニツイテノ手続	581

二四三	学生生徒に関する思想事件	582
二四四	思想関係ヨリ見たル訓育方法	583
二四五	九州帝国大学生を中心とする極左組織	584
二四六	九大学生消費組合解散に関する件	586
二四七	本年二月九大学生等検挙に関する件	587
二四八	共青其の他極左組織発覚に依り学生検挙に関する件	591
二四九	九大満蒙問題研究会瞥見	592
二五〇	満研遂に解消す	594
二五一	国綱会創立に関する件	596
二五二	学生生徒ノ福利施設	598
第五節 大正・昭和戦前期の国際交流と留学生		
二五三	ア教授の九大視察	603
二五四	留学生後日物語	603
第四編 福岡高等学校と久留米高等工業学校		
第一章 福岡高等学校		
第一節 福岡高等学校の創立		
二五五	県民の奮起を望む	611
二五六	福岡高校決定	613
二五七	文部省直轄諸学校官制中改正(福岡高等学校創立)	613

二五八	福岡高等学校開校式学校長式辞	614	二七三	高等工業いづれに	680
二五九	福岡高等学校開校式生徒総代祝辞	615	二七四	高工 幸運は久留米宇部に	682
二六〇	福岡高等学校一覽 第一年度	615	二七五	文部省直轄諸学校令中改正(久留米高等工業学校創立)	684
二六一	大正十四年福岡高等学校年報	650	二七六	久留米高等工業学校規程	685
第二節 学校生活と学而寮			二七七	久留米高等工業学校一覽 昭和十六年度	690
二六二	ストーム禁止の声明書	666	二七八	久留米工業専門学校報国団綱領・規則	717
二六三	「乱舞」の思ひ出	666	二七九	官立工業専門学校規程	718
二六四	福岡対佐高第一回野球大試合	668	第五編 戦時体制下の九州帝国大学		
第三節 福岡高等学校の学生運動			第一章 理学部の創設と附置研究所・附属諸学校		
二六五	福岡学生間に巢喰ふた左傾思想	670	第一節 理学部設置運動		
二六六	福岡断固として左傾学生処分	670	二八〇	九大理学部の増設	727
二六七	温健なる立場にて円満解決を期す	671	二八一	理学部設置に関する福岡県教育会建議書	728
二六八	従来庄迫的であつた学校側の反省と減罰を要求する	672	二八二	理学部設置に関する福岡県会建議案	729
二六九	保証人宛注意書	673	二八三	理学部設置に関する福岡市会建議案	730
二七〇	神風学会檄・綱領	673	二八四	九大理学部を実現せよ	731
第四節 戦時体制下の福岡高等学校			二八五	理学部設置建議案に関する福岡市会質疑	732
二七一	福岡高等学校報国団結団式宣誓及団則	674	二八六	理学部設置建議案に関する福岡県会緊急動議	734
二七二	南方特別留學生に関する国際学友会理事長書簡	677			
第二章 久留米高等工業学校					
第一節 久留米高等工業学校の創立					

第二節 理学部の創設			
二八七 帝国大学及其ノ学部ニ関スル件中改正	736		
二八八 九州帝国大学各学部ニ於ケル講座ニ関スル件中改正	736		
二八九 理学部創設ノ理由	736		
二九〇 理学部長委任事項	737		
二九一 理学部処務細則	738		
二九二 九州帝国大学理学部規程	739		
二九三 九州帝国大学理学部概況	745		
二九四 理学部開学式式辞	755		
第三節 附置研究所の増設			
二九五 流体工学研究所官制	756		
二九六 流体工学研究所設置ノ理由	757		
二九七 弾性工学研究所官制	758		
二九八 弾性工学研究所設置ノ理由	759		
二九九 木材研究所官制	759		
三〇〇 木材研究所設置ノ理由	760		
三〇一 活材工学研究所官制	761		
三〇二 活材工学研究所設置ノ理由	762		
第四節 附属諸学校の設置			
三〇三 帝国大学及官立医科大学ニ臨時附属医学専門部ヲ設	763		
置スルノ件			
三〇四 九州帝国大学臨時附属医学専門部学則	764		
三〇五 臨時附属医学専門部商議委員会規程	769		
三〇六 九州帝国大学内ニ臨時教員養成所設置	770		
三〇七 福岡臨時教員養成所規則	770		
三〇八 九州帝国大学官制外七勅令中改正	773		
三〇九 九州帝国大学附属工業専門部規則	776		
第二章 戦時体制の形成			
第一節 戦時体制の形成			
三一〇 九州帝国大学事業変業務概況書	784		
三一〇 九州帝国大学防護計画	809		
三一一 防空訓練規程	827		
三一二 昭和十六年度綜合訓練演習指導要領	829		
三一三 九州帝国大学特設防護團規程	834		
三一四 紀元二千六百年記念式典舉行	837		
三一五 大東亜戦争戦捷祈願式	838		
三二六 大東亜戦争戦捷祈願式	838		
第二節 学校報国隊の結成			
三一七 学生報国隊結成式舉行	839		
三一八 報国隊長の結成式に於ける訓示	839		
三一九 大東亜戦争宣戦ノ大詔奉読式、報国隊觀閲式並ニ慰	846		
靈祭舉行			

第三節 戦時体制下の学生生活

三三〇 支那事変ニ服役又ハ応召ノ学生生徒及ビ派遣軍人ノ子弟学生生徒取扱……………846

三三一 我等の団体……………847

三三二 学生の新体制……………859

三三三 大東亜戦争と学生生活……………865

三四 本学学生体位の現況……………867

三五 九州帝国大学学生便覧……………869

第三章 学徒動員・学徒出陣

第一節 研究動員・学徒勤労動員

三二六 科学研究ノ緊急整備方策要綱及ビ学内科学動員委員会ニ関スル意見……………917

三二七 九州帝国大学法文学部教授会意見書……………920

三二八 時局の要請に應へて報国隊はじめて学外に出動……………921

第二節 学徒出陣

三二九 学生に動員……………922

三三〇 学生諸子に告ぐ……………924

三三一 送別の言葉……………925

第四章 敗戦後の九州大学・福岡高等学校・

久留米工業専門学校

第一節 戦後処理の開始

三三二 九州帝国大学総長百武源吾訓示……………927

三三三 東京帝国大学講座令等改正……………928

三四 東京帝国大学外五帝国大学ニ於ケル臨時講座設置ノ件……………929

三三五 航空学教室改廃ノ件……………930

三三六 臨時教員養成所官制等の一部を改正する政令……………930

三三七 官立高等学校官制……………934

三三八 官立専門学校官制……………937

三三九 理学部移転理由書……………943

三四〇 理学部移転に関する占領軍福岡地区軍政部宛覚書……………944

第二節 学内・校内刷新

三四一 医学部助教講師辞職理由書……………948

三四二 工学部学生大会決議文……………948

三四三 社会科学研究会声明書……………949

三四四 荒川元九大総長・石山医学部外科部長ら戦犯五氏に逮捕命令……………949

三四五 「生体解剖事件」石山福二郎尋問調書……………951

三四六 「生体解剖事件」平尾健一尋問調書……………972

三四七 起訴状要旨……………1007

	第三節 戦後初期の学生生活と学生運動	
三四八	福岡高等学校学而寮綱領・寮規	1008
三四九	統計に見る学生生活の実態	1009
三五〇	学生運動―回顧と展望―	1012
三五一	新しい運動のために	1019
三五二	大学法試案に挑む	1020

解題

はじめに

本巻には、九州大学の創立前史から、新制大学発足前までの資料を、新制大学発足時に九州大学に統合される福岡高等学校・久留米工業専門学校（高等工業学校）のものも含め掲載した。掲載範囲は一八六七（慶応三）年から一九四九（昭和二四）年までである。

大学の歴史を示す資料は、法令・議事録・事務文書・刊行物等学内の文書だけでなく、国や地方の公文書、個人の日記や意見書、新聞等の刊行物にも含まれ、大きな広がりをもっている。本巻ではそうした資料の中から、九州大学およびその前身校等の歴史を最も的確に表す資料を精選し、掲載している。

掲載にあたっては、大学および部局（分科大学・学部・研究所等）・附属諸学校・前身校の創設時の法令・規則類、創設の経緯を示す文書・新聞記事等を重点的に選択した。また、九州大学の歴史を考えるうえで特に重要な事件等に関する資料も掲載した。資料選択にあたっては、学内の状況・動向を示すものだけでなく、九州大学と社会・地域との関わりを示すものをできるだけ多く含むよう考慮した。

資料掲載の順序は、大きな項目ごとに編・章・節を立ててその項目に関する資料を配置し、各節の中では原則として資料の作成等の日付順で配列している。

なお、『九州大学七十五年史』史料編に掲載された資料は、本巻掲載範囲に該当するものはすべて再掲載した。

第一編 創立前史

第一章 賛生館から県立福岡病院へ

第一節 賛生館

九州大学は、一九一一年（明治四四年）年に九州帝国大学として創立された。その直接の前身は一九〇三年創設の京都帝国大学福岡医科大学であり、その淵源はさらに県立福岡病院から賛生館にまで遡ることができる。

賛生館は一八六七（慶応三）年、蘭方・漢方両方を教授する福岡藩の医学校として設立された。頭取は福岡藩の藩医である武谷祐之であった。後年編纂された武谷の伝記「贈従五位武谷祐之小伝」には、ごく簡単なものではあるが、賛生館設立の状況や具体的な教育体制等が記されている【一】。賛生館は廃藩置県により福岡藩が廃止されたのちも存続していたが、一八七二（明治五）年八月の学制公布に伴い廃止となった。廃止直前には教師四名と生徒三二名がいたことが『福岡県史稿』には記されている【二】。廃止後の同年一〇月、賛生館の教師であった塚本道甫は医学教育の改革に関する意見書を福岡県に提出したが、県の容れるところとはならなかった【三】。

賛生館の廃止により、福岡県下の医学教育機関は一時途絶していたが、福岡県は一八七四年、藩校修猷館内に診察所を設置した【四】。この診察所は一八七七年六月に博多中島町に新築移転し、大河内和を院長とする県立福岡医院が開院した。同医院は治療よりも医学教育に重点を置き、開院に先立って生徒募集が行われた【五】。病院費は旧筑前国各区に対する賦課割によって賄われた【六】。福岡医院の開院式は六月二五日に行われ、席上渡邊清県令は、この病院

が「欧州ノ医術」を福岡県で発展させる役割を担うとする祝辞を述べた【七・八・九・一〇】。一八七八年には医員一九名、生徒六四名が在籍し、年末には生徒寮を増設している【一一】。

第二節 福岡医学校

福岡医院は教育に重点を置くとして開院したが、実際には医員数が少ないため診療に忙しく、教育できる生徒数は限られていた。そのため、開院からわずか二年後の一八七九（明治一二）年三月、第一回福岡県会において福岡県は、久留米・小倉に病院を設置し、福岡には医学校とその附属医院を設置する議案を提出、医学校建設費一万円余の予算案は賛成多数で可決された【一二・一三】。福岡医学校は同年七月一日をもつて開設され、福岡医院はその附属病院となった【一四】。

新たに創立された福岡医学校は六月二八日付で仮規則を定め、三年の課程で定員は二〇〇名と、福岡医院よりもはるかに規模は大きくなり、二年課程で定員三〇名の製薬学の課程も併設された【一五】。福岡医学校では教師として大森治豊・熊谷玄旦の二名を招聘することに成功したが、両名はこの年一〇月に学士号を取得して卒業する東京大学医学部の第一回生であった。大森が残した日記『何事不記』は、創立当時の福岡医学校の様子をよく伝えている【一六】。

一八八〇年五月五日、福岡医学校の職制・職務章程・規則が布達され、制度が固められた。仮規則で三年とされていた課程は四年に延長されている【一七】。また、翌年四月には修業年限一年半の薬舗学科が設けられた【一八】。

第三節 福岡甲種医学校

一八八二（明治一五）年五月、文部省は「医学校通則」を公布し、教諭に三名以上の医学士がいて附属病院生徒の臨床実習ができるなど一定の条件を有して医師の開業試験を免除できる医学校を甲種、それ以外を乙種とした。福岡医学校はただちに甲種医学校の認可を申請することとし、試験を厳重にして生徒の質の向上を図るとともに、翌一八八三年二月五日には「福岡医学校規則」を改正して科目ごとの教授内容を細かく定め、試験についても内容等を明記するなど、認可条件を整えた【一九】。四月、内務省から認可が下り、福岡甲種医学校が発足した。甲種医学校となったことで、卒業生は開業試験を免除され、医師免状を下付されることとなった【二〇】。七月には附属病院規則が定められた【二一】。一八七四年、福岡甲種医学校は校内に新たに福岡乙種薬学校を附置し、薬剤師の養成を開始した【二・二四】。

こうして甲種医学校となり、大森治豊をはじめとする優秀なスタッフを揃えてその名声を高めた福岡医学校であったが、問題も抱えることとなった。福岡甲種医学校の定員は五〇名であったが、新聞では生徒の成績が不良で卒業者は年一五名にすぎないことや、必要以上の学費の送金を父兄にねだってそれを遊興に費やす素行不良ぶりが伝えられている【二三】。こうしたことから福岡甲種医学校では父兄に対し、授業料が一期一円五〇銭で生活費は月四円弱であることを新聞広告で伝えねばならない有様であった【二五】。

さらに、県会では一八八五年頃から医学校廃止論が出ていたが、翌一八八六年四月に中学校令が公布され、全国に五つの高等中学校以下が設置されることが決まると廃止論は一気に高まった。これを受けて一一月、宗像郡の開業医たちは廃止に反対する建白書を県会に提出し、翌月には糟屋郡北部の開業医たちも同様の建白書を提出した【二六・二七】。しかし県会では廃止論が圧倒的となっており、一八八七年度予算案の審議で医学校費全廃案が可決され【二八】、

医学校費を復活させる再議案も否決された【二一九】。このときは県知事が予算削除を承認せず予算案がそのまま施行されたが、一八八七年九月、翌年度以降府県立医学校費を地方税で支弁してはならないとする勅令が出され、これにより福岡甲種医学校の廃止は決定的となった。『福岡日日新聞』では「府県立医学校の運命」と題する論説を掲げ、医学校の廃止を惜しんだ【三〇】。

第四節 県立福岡病院

福岡甲種医学校は廃止されることとなったが、県下の医師たちはこれを発展的に廃止して県立病院に改組しようとして動き始めていた。県会での廃止論が高まっていた一八八七（明治二〇）年七月六日、県下二九名の医師は協議して、医学校附属病院を県立病院とするとの意見に一致した【三一】。さらにこの意見を建白としてまとめ、一月に県会に提出している【三二】。新聞も福岡県全体の医療の向上のために県立病院の必要性を訴えた【三二】。

こうした要望を受けて、福岡県は一八八八年度予算案に県立病院費を盛り込んだ。県会ではこれへの対案として、医学校を福岡区立の公立病院として県から補助金を出す案と、完全に廃止して病院もつぐらない案とが出されたが、いずれも賛成少数で否決され、県立病院の設置が決まった【三四】。

一八八八年三月一三日、福岡県は三月三十一日限りで福岡甲種医学校と乙種薬学校を廃止し、跡地に県立福岡病院を設置することを告示した【三五】。院長には医学校長であった大森治豊が就任した。五月一〇日には「福岡病院規則」が定められている【三六】。福岡病院では医師が県内を巡回し、患者を診察しながら各地の開業医に臨床技術を教えた。

この交流が契機となって、「玄洋医学会」が設立される。一八八九年六月、雑誌『杏林之葉』が発刊され、「玄洋医学会創立之趣旨」が掲載された【三七】。玄洋医学会は翌一八九〇年三月八日第一回総会を開催し、規則と規約を定めて正式に

発足した【三八・三九】。

県立福岡病院は設立以来順調に発展した。一八九〇年の九州鉄道の開業により交通の便が増大したことも相まって患者が急増して病舎は手狭となり、さらに病舎自体も老朽化が進んだ。そのため一八九二年、那珂郡千代村への新築移転が決定され、一八九三年度から三か年継続事業として計五万五〇〇〇円余で新病院が建設されることとなった【四〇】。一八九四年に勃発した日清戦争の影響で工事は遅れたが、一八九六年五月に完工し、六月から診療を開始した。七月には規則を改正して新たに「県立福岡病院規則」が定められ、新病院は名実ともに完成した【四一】。

第二章 京都帝国大学福岡医科大学

第一節 九州大学設置問題

一八七七（明治一〇）年に東京大学が創立され、これが一八八六年に帝国大学に改組されると、国内の他の地域でも大学を設立しようとする動きが出てくる。九州においては熊本県での動きが最も早いようであり、一八九二年頃には熊本国権党系の津田静一等が九州大学設置運動を行い、嘉納治五郎が九州各地を廻って状況を探るなどの動きを見せている【四二】。

九州への大学設置の動きが本格化するの日は日清戦争（一八九四く九五年）後のことである。この時期中等・高等教育機関の拡充が進み、一八九七年六月には京都帝国大学が創立された。同じ頃、政府がさらに九州に帝国大学を設置する意向をもっているという報が伝わり、福岡・熊本・長崎三県の間で激しい誘致合戦が始まった。

一八九九年一月、東京での高等教育会議から帰福した修猷館館長隈本有尚ありながは、『福岡日日新聞』への談話で、九州大

学と高等学校を福岡県内に設置すべきことを主張し、福岡県における九州大学設置運動の口火を切った【四三】。これに対し、早くから九州大学設置運動を始めていた熊本県では、第五高等学校の存在や気候風土の良さなどをアピールして、あたかも熊本県に設置が決定したかのような報道までなされていた【四四】。また長崎県では、医科大学の設置は当然とし、工科も医科と離さず同じところに設置すべきことが訴えられていた【四五】。こうした他県の運動を見て、福岡県では気候や衛生などがいかに他県と比べて大学設立位置としてふさわしいかを主張するパンフレットが作成され、熊本・長崎両県に対抗した【四六】。

設置運動は各県会でも展開される。福岡県会は一八九九年一月、設置費のうち五〇万円分を県から寄付することを含め、設置のため尽力するよう県知事に求める決議を採択した【四七・四八】。これに対し熊本県会は翌月、大学の敷地全部を県から寄付することを含めた、同様の決議を採択している【四九】。こうして各県の設置運動は、財政的な裏付けをつけるかたちで展開していくこととなった。

こうした動きを受けて、翌一九〇〇年一月、第一四回帝国議会衆議院に「九州東北帝国大学設置建議案」が提出され、特別委員会に付託された【五〇】。特別委員会では福岡県選出の藤金作が委員長となって審議され、全会一致で原案どおり可決され、本会議でも賛成多数で可決された【五一・五二】。しかし政府は財政窮乏を理由として、これを予算化しなかった。

第二節 福岡医科大学設置運動

一九〇〇（明治三三）年二月、福岡県会は福岡県に九州大学が設置される場合には福岡病院を献納するとした決議を満場一致で採択した【五三】。しかし翌年度も設置は見送られた。

一九〇一年九月、政府は九州に医科大学を設置することを閣議決定した。この報が伝わると、福岡・熊本・長崎三県の誘致合戦はさらに激化した。

福岡県では、新聞に立て続けに誘致を訴える論説が掲載され、福岡が熊本・長崎両県よりも設置場所としてふさわしいことを訴えた【五四・五五】。福岡市会は一〇月、福岡に設置が決まった場合は四万円余を借り入れて大学敷地を買収して寄付することを満場一致で決定した【五六】。県会も福岡病院の土地建物器具一切を寄付することを決議した【五七・五八】。福岡市では商工会を中心として医科大学設置期成会を組織、松下直美市長を委員長として貴衆両院議員など関係各方面への大々的な働きかけを行った。その経緯のちに「九州大学設置運動経過事跡」としてまとめられている【五九】。

これに対して熊本県では、福岡県と同様に熊本病院の土地建物器具一切を寄付するとする決議を県会が採択した【六〇】。また、新聞には、巨額の寄付金を提示して先行していた福岡県の動きに対して、危機意識に満ちた論説【六一】や、国権派の勢力の強い土地柄らしく国家全体の利益から見て熊本が最適とする論説【六二】が掲載されている。

長崎県でも、新聞論説は古来医師の発展に貢献してきた歴史などの点から長崎が最適と主張している【六三】。また長崎県会も、同様の観点から長崎が医科大学に最適として、設置費五〇万円と長崎病院を寄付するとした決議を採択している【六四】。

三県の誘致合戦は、このうち長崎県が高等商業学校誘致に絞ることを決め、福岡・熊本の二県のみ争いとなった。両県は激しい誘致合戦を展開したが、一九〇一年一月二日、政府は第一六回帝国議会衆議院本会議で福岡設置を表明した。これに対して東北選出議員を中心に、東北への同時設置が予算委員会で強硬に主張されたが、菊池大麓文部大臣は福岡への設置を確言して譲らなかった。菊池の述べるところによれば、福岡設置の決め手となったのは、福岡病院の設備や治療成績の良さであった【六五・六六・六七】。

医科大学の新設は、誘致を行った地域や政界のみならず、一般の耳目も集めていた。雑誌『太陽』では詩人・歌人として知られる大町桂月が、九州対東北の、そして九州内での誘致合戦の加熱に対して苦言を呈している【六八】。また、新聞『万朝報』では社会主義者堺利彦が「福岡県の富豪」に対し、見苦しい誘致合戦をするよりも自分たちで資金を出して私立大学を設立する方がよい、と皮肉を込めて誘致合戦を批判している【六九】。

ともかくもこうして医科大学の福岡設置は決定された。『福岡日日新聞』は一九〇二年二月一六日付で今後の県費支出や福岡病院の寄付、福岡県・福岡市の対応などを報じている【七〇】。誘致運動を推進した医科大学設置期成会は四月三日、盛大に設置祝賀会を開いた【七一】。また福岡県教育会福岡支会は、誘致の功績を讃えて会長丸田重雄に感謝状と記念品を贈呈している【七二】。

第三節 京都帝国大学福岡医科大学の創設

福岡に医科大学が設置されることとなったが、当時帝国大学を名乗れるのは総合大学に限られており、福岡に設置される医科大学は、京都帝国大学の一分科大学とされることとなった。こうして一九〇三（明治三六）年四月、京都帝国大学福岡医科大学が創設された【七三・七四・七五】。初代の福岡医科大学長兼附属医院長には県立福岡病院長の大森治豊が就任し、京都帝国大学総長の職務の一部委任を受けた【七七】。創設時の講座数は四にすぎなかったが、その後順次増設されていった【七六】。土地建物等は、誘致運動の際に表明されていたとおり、県立福岡病院のものがそのまま引き渡された【七八】。

福岡医科大学の規則等は、一九〇三年七月二八日の京都帝国大学総長からの達により、京都医科大学と同じものが適用されることとなった。こののち九月一日に京都帝国大学通則が制定されると福岡医科大学もその適用を受け【七

九】、授業・試問・選科生の詳細についても京都医科大学のものと同一「福岡医科大学規程」が制定された【八〇】。同様に附属医院の規程も京都医科大学附属医院のものが適用された【八一】。事務分掌は創設と同じ四月一日に定められている【八二】。附属医院には看護婦養成科が置かれ、二年の課程で看護婦養成教育が行われた【八三・八四】。学位授与に関する内規は第一期生が卒業する一九〇七年に制定されている【八五】。

第一期生が入学した一九〇三年九月、『福岡日日新聞』の論説は、福岡医科大学の創設を祝福するとともに、他の医科大学を創設して独立した一大学とすることを主張した【八六】。第一期生卒業後の一九〇八年、『福岡医科大学雑誌』は「福岡医科大学概況」を掲載し、医科大学の現況を紹介している【八七】。創立から六年後の一九〇九年、「福岡医科大学集談会」が発足した。同会は教官らの研究発表等の場として定期的に開催され、福岡医科大学の学術的發展に大きく貢献することとなる【八八】。

福岡医科大学入学生出身高校別の内訳は、全時期を通じて第一高等学校が最も多かった。特に一九〇四年入学の第二期生は同校の医科志望者六九名のうち二八名が入学し、全入学者一〇一名の三分の一近くを占めた。これはこの年二月に始まった日露戦争に刺激を受けて、自分たちも「国家の為」に貢献できることとして、新設の福岡医科大学の發展に尽くそうと、彼らが結束して福岡医科大学への進学を希望したためである。彼ら有志二三名は、東京府下の四大新聞に「告白」と題する声明書を発表し、その決意を披瀝した【八九】。

こうした強い意欲を持って入学した学生たちは、勉学にはもちろん、それ以外の諸活動にも力を注いだ。一九〇四年二月、三十余名の学生たちによって「木曜会」が結成された。これは人格の修養を目的とした、学生の親睦団体であった【九〇・九一】。木曜会は講演部を設け、一般市民にも開放する講演会を開催し、地域社会との連携を重視した活動を行った【九二】。

全学的な学生組織である学友会は木曜会より一足早く、一九〇三年一月に発足した。学友会では一九〇七年六月、

『福岡医科大学雑誌』の刊行を開始した。同誌は学友会の雑誌であるが、内容は一種の大学紀要であり、「学術的医学雑誌」と位置付けられた【九三】。学友会には運動部等が設けられ、その活動状況は『福岡医科大学雑誌』で報じられている【九四】。また、学生生活の利便性向上のため、一九〇八年に「福岡医科大学消費会」がつくられ、学内外に分配所を設置して文房具や食料品の販売を行った【九五】。

一九〇七年十二月二日、福岡医科大学の第一回卒業式が挙行された。式では大森学長の告示に続いて岡田良平京大総長と牧野伸顕文部大臣の祝辞があり、卒業生総代の答辞をもって式は終了した【九六】。式後祝賀会が開かれ、現在まで続く「学士鍋」がふるまわれたあと、市民の歓迎を受けながら東中洲の共進館まで提灯行列が行われた【九七】。『福岡日日新聞』は第一期生の卒業を祝福するとともに、医科大学の福岡県への貢献の大きさを賞賛した【九八】。

第二編 九州帝国大学の創立

第一章 九州帝国大学創立への動き

第一節 工科大学設置問題

こうして京都帝国大学福岡医科大学が順調な発展をみせていくなか、帝国大学増設の問題が具体化してきた。文部省は一九〇七（明治四〇）年度予算の臨時費中に福岡工科大学創立費を盛り込んだが、大蔵省の査定で削減され、実は困難になった。ところが、当時足尾鋳毒事件で世論の批判にさらされていた古河家より、批判緩和のために福岡

工科大学創立費のうち建築費寄付の申し出が行われた【九九】。また、福岡県会も土地と創立費用の寄付を議決したため、財政上の問題が解決した【一〇〇】。工科大学創立費を盛り込んだ予算案は第二三回帝国議会で可決され、福岡への工科大学設置が決定した【一〇一】。

衆議院の審議の際に問題とされた設置位置については、医科大学の隣接地である箱崎町が選定され、同町ではこれを祝う祝賀会が催されている【一〇二】。工科大学設置が決まったことで、福岡市会は、敷地買収費六万五〇〇〇円余を、起債により県に寄付することを議決した【一〇三】。同様に糟屋郡から四〇〇〇円、箱崎町から一万八〇〇〇円余と土地一二〇〇坪余が県に寄付されている。

工科大学設置は福岡県の官民挙げての慶事であったが、中には異論もあつた。医科大学教授林春雄は『福岡医科大学雑誌』に談話を寄せ、当初は理工科大学ができると聞いていたが、理科は東北に取られてしまった、と慨嘆している【一〇四】。基礎科学を担う理工科大学設置の要望は医科大学には強かつたようであるが、その実現にはこののち約三〇年を要することとなる。

工科大学の敷地と決まったのは箱崎町の良好な畑地であつた。そのため地主の反対運動が起き、最終的には土地収用法を適用して収用することとなった【一〇五】。この土地問題の解決に尽力した箱崎町会議員山崎親次郎には、町長より感謝状が贈られている【一〇六】。

第二節 工科大学官制の公布

一九一〇（明治四三）年二月二二日、勅令第四四九号をもって「九州帝国大学工科大学官制」が公布、翌年一月一日より施行された【一〇七】。施行日をもって九州帝国大学工科大学が開設されたが、授業は九月一日開始となつ

た【一〇八・一一〇】。当初工科大学の事務は文部省内で取り扱われ、四月一日から工科大学内に移った【一〇九・一一一】。創設時の工科大学には六学科一九講座が置かれることとなり【一二二】、四月一五日付で総長より「工科大学長委任事項」が達せられた【一二三】。初代の工科大学長には中原淳蔵が就任した。

九月一日の授業開始を控え、八月二日には工科大学の学科課程が制定された【一二四】。このとき併せて選科規程も定められている【一一八】。これに対して「学期授業及在学規程」「入学規程」「試験規程」の制定は授業開始後の一〇月から一月にかけて制定された【一二五・一一六・一一七】。工科大学にとって必須の実習に関しては、翌一九一二年六月一日、「実習規程」と「学生実習心得」が制定された【一九・一二〇】。

一九一四（大正三）年七月五日、工科大学としては第一回の卒業式が行われた。このとき併せて『九州帝国大学工科大学要覧』が作成され、参列者等に配布されている【一二一】。

第二章 九州帝国大学の創立

第一節 九州帝国大学の創立

九州帝国大学の創立を目前に控えた一九一〇（明治四三）年八月八日、福岡医科大学長後藤元之助は『福岡日日新聞』に対し、創立の準備状況や総長の人選などについて語った【一二二】。

同年十二月二日、勅令第四四八号により、翌一九一一年一月一日をもって九州帝国大学が創立されることが公布された【一二三】。二月の第二七回帝国議会では「帝国大学特別会計法」が改正され、東京・京都に加えて東北・九州の各帝国大学が同法の適用を受けることとなった。改正をめぐる貴族院の審議では、予算よりも帝国大学の構成に関

して議論が集中し、それまで四分科大学以上で帝国大学を構成することを固持していた文部省は、二分科大学以上の方針変更することを明確化した【一二四・一二五・一二六】。

三月三十一日、勅令第四三号をもって「九州帝国大学官制」が公布され、四月一日より施行された【一二七】。同時に「総長職務規程」が文相訓令として定められている【一二八】。以後四月から六月にかけて各種規程等が相次いで制定された。大学の最高意思決定機関である評議会については「九州帝国大学評議員互選手続」「九州帝国大学評議会規程」が制定された【一二九・一三〇】。大学の事務に関しては、「九州帝国大学処務規程」で事務分掌等が定められ、「事務官委任事項」で事務官の権限が定められた【一三一・一三二】。会計事務については「九州帝国大学会計事務規程」「会計課事務分掌規程」でその内容が規定された【一三三・一三四】。服務規程は職員・巡視・小使・給仕それぞれについて定められたほか、巡視以下については服務通則も定められている【一三五・一三六・一三七・一三八・一三九】。七月一日、「九州帝国大学通則」が達せられた【一四〇】。同日、官制に定めがない副手について規程が制定された【一四一】。

第二節 九州帝国大学の整備

九州帝国大学初代総長山川健次郎は一九一一（明治四四）年四月八日に赴任し、二〇日教職員一同に対する最初の訓示を行った【一四二】。二二日には学生（工科大学生はまだ入学していないので、旧福岡医科大学に在学していた医科大学生のみ）に対する訓示を行い、「修養ガ広クナケレバ完全ナ士ト云フ可カラズ」と述べている【一四三】。九州帝国大学としての最初の入学生を迎えた一〇月四日の宣誓式では、「学ヲ励ミ智ヲ研キ国家ノ發達ヲ助クル人ト自己ヲ為スモ亦諸子ノ国家ニ対スル義務デアル」と訓示した【一四四】。

『福岡日日新聞』は、九州帝国大学官制施行翌日の論説で、九州帝国大学の「独立」は「九州の文運に向つて一大時期を画したるもの」と、それが大学所在地に大きな利益をもたらすものとして祝賀した【一四五】。

京都帝国大学の分科大学として発足した福岡医科大学は、一九一一年四月一日、勅令第四五号により九州帝国大学の医科大学となった【一四六】。三月三二日に公布された勅令を受けて、同日菊池大麓京大総長は福岡医科大学に告別電報を送り、後藤元之助福岡医科大学長もこれに対する謝電を送った【一四七・一四八】。四月一日、総長より「医科大学長委任事項」が達せられ【一四九】、八月二三日には福岡医科大学の規程を改正して「九州帝国大学医科大学規程」が制定された【一五二】。翌一九一二年（明治四五）年五月三〇日、勅令第一二九号により医科大学の種類と数が定められ【一五一】、同（大正元）年八月二九日には医科大学と附属医院の処務細則が制定された【一五〇】。一九一三年には附属医院に産婆養成科を新設している【一五三】。

一九一三年は京都帝国大学福岡医科大学の創立一〇周年にあたり、医科大学では祝賀会が開かれた。学友会はこれを大学主催で行うよう総長等に申し入れたが容れられず、結局「学生主催」として挙行された【一五四】。祝賀行事は一月一六日から一月二二日まで行われ、祝賀式のほか、園遊会・提灯行列・福岡市主催祝賀会等も行われ、地域住民も多数参加して一〇周年を祝った【一五五】。

九州帝国大学の第一期生は一九一一年（明治四四）年一〇月四日に入学者宣誓式を行ったが、これに先立って八月一日に学生の制服・制帽が定められ【一五六】、九月二一日に「学生揭示手続」が【一五七】、一二月一三日には「学生受診手続」が達せられた【一五八】。一九一三年（大正二）年、最初の学生福利厚生施設として学生集会所が設置されたが【一五九】、寄宿舎の設置は遅れ、一九二六年になってようやく構内に設けられることとなった【一六〇】。

第三編 九州帝国大学の拡充

第一章 大学制度の改革

第一節 大学令の公布

一九一六（大正五）年一〇月に文部大臣に就任した岡田良平は、学制改革に意欲を示し、一九一七年九月、臨時教育会議を設置した。この会議は九州帝国大学総長真野文二も委員に選ばれ、学制全般の改革に関する議論が行われ、一九一九年五月に廃止されるまで、諮問を受けた九つの課題に対する答申を行った。大学に関しては、一九一八年六月二日に専門学校と併せて改善要綱を答申しているが、それに先立って九大では、五月二〇日の評議会で大学改革に関する学内の意見をまとめている【一六一】。この内容は臨時教育会議の審議で真野を通じて答申に反映された。そしてその答申に基づいて新たに「大学令」がつくられることとなった。

「大学令」は一九一八年二月六日勅令第三八八号をもって公布され、翌年四月一日から施行された。その第一条で大学の目的を、「国家ニ須要ナル學術ノ理論及応用ヲ教授シ並其ノ蘊奥ヲ攻究スルヲ以テ目的トシ兼テ人格ノ陶冶及国家思想ノ涵養ニ留意スヘキモノトス」としている。これによりそれまで法令上は専門学校であった公私立の大学が、正式に大学となった。また、一九一九年二月七日勅令第一二号をもって「帝国大学令」を改正公布し、四月一日から施行された。これによりそれまでの分科大学は学部と改称された。同時に勅令第一三号「帝国大学及其ノ学部ニ関スル件」が公布され、それまで大学ごとに勅令で規定されてきた各帝国大学とその分科大学と、帝国大学とその学部と

して一つの勅令で定められることとなった【一六二】。なお、これにより九州帝国大学の設置を定めた明治四三年勅令第四四八号「九州帝国大学ニ関スル件」は廃止されている。

第二節 九州帝国大学の制度改革

大学令等の制定・改正に伴い、九州帝国大学においてもそれに合わせた制度改革が必要となった。まず法令等の制定・改正が行われた。一九一九（大正八）年二月七日、勅令第一七号「九州帝国大学各学部ニ於ケル講座ニ関スル件」が公布され、四月一日より施行された。これはそれまで医学部・工学部それぞれの勅令で講座を規定していたものを、九大全体として一つの勅令で規定するよう改めたものである【一六三】。次いで四月一日、勅令第五六号「九州帝国大学官制中改正」が公布・施行された。それまで総長・事務官・学生監等が本部職員、教授・助教授等は分科大学職員とされていたが、これにより教授・助教授等も帝国大学の職員とされた【一六四】。

大学内部の規則等はこれ以後順次改正等が行われた。九月九日、「九州帝国大学通則」を改正し、同月一日に遡って適用した。その内容は、従来の卒業証書を廃止し、試験に合格した者には合格証書を授与するなど、大幅な改正であった【一六五】。また同時に、医工両学部の規程の改正も行われている。

一九二〇年七月六日、新しい学位令が公布・施行された。これにより旧学位令では文部大臣が授与していた学位を大学が授与することとなった。これに伴い九大では、翌一九二二年四月一三日に「九州帝国大学学位ニ関スル規程」「学位請求論文審査手続」を制定し、医学・工学両博士号を授与することとした【一六六・一六七】。なお、最初の学位授与は医学が一九二一年九月、工学が二二年六月であった。

名誉教授については、すでに一九一一（明治四四）年に大森治豊に、一九一三（大正二）年に山川健次郎に授与さ

れていたが、待遇や推薦方法についての制度的な定めはなかった。一九一五年、勅令第一五二二号により名誉教授が勅任官とされたことにより、その待遇が定まった。推薦方法は一九二三年一月三〇日、「名誉教授推薦内規」が制定され、二〇年以上の在職者で評議員の四分の三以上の賛成がある者と定められた【一六八】。

一九一五年、京都帝国大学で総長公選制が実現すると、他の帝国大学でも順次公選による総長の推薦が行われるようになった。九大では、一九二五年に真野文二総長が辞意を固めたことから同年一〇月二〇日、「総長候補者選挙内規」が制定された【一六九】。真野総長の在任期間が長かったため、九大最初の総長公選実施は内地帝大の中で最も遅く、一九二六年一月一八日であった。この選挙では西川虎吉が当選したが、就任を固辞したため、再選挙の結果大工原銀太郎が最初の公選総長に就任した。

教授の定年制は、東大・京大ではすでに大正期に導入されていたが、九大では一九二七（昭和二）年九月二二日「教授年限年齢内規」の制定により導入された。この内規では満六〇歳に達した日に辞表を提出することと定められた【一七〇】。

第二章 農学部 の 創設

第一節 農科大学設置運動

九州帝国大学では、既に初代総長山川健次郎の在任中から農科大学設置の抱負をもっていたが、第二代総長真野文二は一九一五（大正四）年一月、『福岡日日新聞』に農科大学設置を主張する談話を発表し、これが実際の設置運動のきっかけとなった【一七一】。翌年、『福岡日日新聞』は他県で農科大学設立の動きがあることを報じ、福岡県も農科

大学設置に奮起すべきことを主張した【一七二】。さらに福岡県農政研究会は、農科大学を福岡県に設置するよう県知事・県会議長に建議することを決議し、県会議員に「農科大学設置に関する建議」を配布した【一七三】。

これに対し、佐賀・鹿児島・熊本の各県でも同時期に農科大学設置運動が起きていた。このうち佐賀県では、工業県である福岡県に農科大学はふさわしくなく、それは農業県である佐賀県にこそふさわしいこと、九州では佐賀県のみ高等教育機関がなく均衡を欠くことから、設置が強く主張されていた【一七四】。このほか鹿児島県では、すでに設置されていた高等農林学校を農科大学に昇格させる運動が行われ、熊本県でも農科大学期成会が組織されて運動が展開されていた。

文部省では一九一七年から九州に農科大学を設置するための具体的な動きを起こしはじめた。これを受けて福岡県は一九一八年度より六年度で三四万円余を寄付することを決定し【一七五】、文部省も一九一七年度予算で農科大学創立費を要求した。これは大蔵省によっていったん削除されたが、折衝の末復活し、予算計上されることとなった。文部大臣岡田良平は一九一八年二月の第四〇回帝国議会で農科大学の設置場所を福岡と説明、予算案は可決され、農科大学の創設が決まった【一七六】。

第二節 農学部の新設

一九一九（大正八）年四月一日、帝国大学令が改正施行され、分科大学は学部と改称された。これに伴い農科大学も農学部と改められることとなり、九州帝国大学農学部は同日施行の勅令第一三号をもって創設されることとなった【一六二】。しかしこの時点では学部名が記載されているのみであり、同年八月二十八日、勅令第一七号により五講座が設置され【一七七】、授業は翌年四月に開始されることが決定された【一七八】。九月一〇日には学部長委任事項が定

められ【一七九】、翌日付で処務細則と学部規程が定められている【一八〇・一八一】。初代農学部長には本田幸介が就任した。

農学部の第一期生は一九二四年三月に卒業式を迎えた。これに合わせて開学式が開かれることとなり、『九州帝国大
学農学部要覧』が式典で配布された。同書には沿革と現状等が記され、附属農場と、農学部創設に先立って設置され
ていた附属演習林も紹介されている【一八二】。

第三章 法文学部の創設

第一節 法文学部の創設

第一次世界大戦（一九一四～一八年）後、高等教育の拡充政策がとられ、文部省では一九一八（大正七）年、その一環として九州・東北両帝国大学に法学部を置く方針を決定した。しかしその予算案が貴族院で審議された際、同院では従来と同様の法学部を置くことに対する不満が示された。そのため法学部増設案は教育調査委員会で審議されることとなり、一九一九年十一月、両大学への法文学部設置が決定された【一八三】。

九州帝国大学法文学部は東京帝国大学教授美濃部達吉を創立委員として準備が進められ、一九二四年九月二六日、勅令第二二四号をもって創設された【一八四】。法文学部は法科・経済科・文科の三科からなり、当初は八講座が設置された【一八五】。創設当初は美濃部が九州帝国大学教授を兼任して学部長事務取扱となり、「学部長委任事項」「処務細則」が定められた【一八八・一八九】。

法文学部の創設に伴って問題となったのが、女子学生の入学を認めるか否かであった。この問題で美濃部は評議会

に宛てて書簡を送り、入学を認めるべきことを主張し、これを受けて評議会は女子学生の入学を認めた【一八六】。法文学部初の入学試験では三名の女子受験者があり、そのうち奈良女子高等師範学校出身の調須磨子は、入試前に『福岡日日新聞』に志望動機や合格した場合の抱負などを語っている【一八七】。

一九二五年一月一日、「法文学部規程」が制定された。この規程では、入学資格に女子高等師範学校卒業者が明記されたほか、法学士・文学士・経済学士それぞれの取得に必要な条件が示されている【一九〇】。また同月三〇日には「研究室事務規程」が制定された【一九一】。

法文学部の開学式は四月二〇日、九大最初の女子学生二名を含む一期生二〇二名を迎えて行われた【一九二】。席上美濃部は、法文学部は「綜合混和された統一体」であるとする誨告を行っている【一九三】。

第一期生が卒業した一九二八（昭和三）年三月、法文学部は開学祝賀会を催した。この会では『九州帝国大学法文学部概況』が配布され、沿革や現況等が紹介されている【一九四】。

第二節 法文学部の内紛

こうして九州帝国大学法文学部は、従来にはない新しいかたちの文系学部として出発したが、その当初から大きな内紛事件を起こしてしまうこととなった。一九二七（昭和二）年一〇月二五日、『福岡日日新聞』は、「九大法文学部―教授間の紛争ばく発」との記事を掲げ、法科の教授が二派に分かれて対立し、これが経済科・文科にも波及しかねない状況であることを報じた【一九五】。これは記事にもあるように、木村亀二教授の不信任に端を発し、講師人事問題をきっかけに対立が決定的になったものであった。一〇月一三日には東季彦教授ら五名が、木村ら五名を弾劾する建白を総長に提出しており、新聞記事が出たことで、弾劾された五名は静観できなくなるとして、自分たちの態度と

立場を宣明するため、声明書を新聞に発表した【一九六】。

このような事態に至ったことで懸念されたのが、外部からの干渉による学内自治の侵害であった。法文学部の学生組織である法文会は一月六日に役員総会を開き、上京中であつた大工原銀太郎総長に対して、学内自治を護るために一刻も早く帰学して問題解決にあたるよう要求する申合せを発表した【一九七】。帰学した大工原は法文学部内での解決を望んだが実現せず、一月二二日、大工原自らの処断により五教授・一助教授（両派三名ずつ）が休職を命ぜられた。事件の詳細は不明な部分が多いが、根本的には教授間の対人関係の問題であり、その意味では新聞で批判されたように、「人間的修養鍛錬の不足」といわれても仕方のない問題であつた【一九八】。また、法文学部自身で解決できず、総長による処断が行われたことは学部自治を脅かすことでもあつた。こうした点は学生からの批判を招き、法文会では事件の処理を批判する決議が、休職教授の補充の要望と併せて行われている【一九九】。

第四章 附属図書館の設置

第一節 附属図書館の設置

九州帝国大学の附属図書館は一九二二（大正一一）年五月に設置されたが、当初は医学部構内の一室があてられているにすぎなかつた。一九二四年に法文学部が創設されると、附属図書館も併せて新築され、一九二五年六月竣工した。六月六日に「附属図書館長委任事項」が定められ、七月三日から従来医学部構内図書館で取り扱われていた事務が新築の附属図書館で取り扱われることとなつた【二〇〇】。七月二五日に「附属図書館規則」「図書閲覧及検索ニ関スル規程」「附属図書館商議委員会規程」が定められ、従来の図書館規程は廃止された【二〇一・二〇二・二〇三】。

翌一九二六年二月二日、「附属図書館処務細則」が定められ、司書掛・事務掛の事務分掌が規定された【二〇四】。

第二節 第八臨時教員養成所

日清戦争（一八九四〜九五年）後、師範学校・中学校・高等女学校の教員需要が急増したため、政府はそれへの対処として、臨時教員養成所（臨教）を設置して教員養成を行うこととした。一九〇二（明治三五）年三月二八日勅令第一〇〇号「臨時教員養成所官制」が、その翌日には文部省令第八号「臨時教員養成所規程」が公布され、臨教五校が東京帝国大学等に設置された【二〇五・二〇六】。これらの臨教は一九〇六年設置の第六臨教を除き、のちに廃止されている。

第一次世界大戦後になると、中学校の大増設が行われ、それに伴って教員の需要が急増し、一九二二（大正一一）年から再び臨教の大増設が行われた。九州帝国大学には一九二三年、第八臨時教員養成所が設置され、数学・物理学の二学科が置かれた【二〇七】。臨教の生徒は授業料は徴収されず、大半の生徒は学資が支給される給費生であった。初年度の第八臨教の場合、各学科給費生が三〇名で私費生は若干名が募集された【二〇八】。第八臨教は四月一七日に規則を制定し、五月一〇日に入学式を行った【二〇九】。物理化学科の募集は初年度のみで、以後一九三三（昭和八）年の廃校まで、主に数学の教員養成が行われることとなった。

第五章 温泉治療学研究所の設置と創立二五周年

第一節 温泉治療学研究所の設置

一九三一（昭和六）年一月二日、勅令第二六六号をもって「温泉治療学研究所官制」が公布・施行され、温泉治療学研究所が設置された【二一〇】。これは九州帝国大学最初の附置研究所であり、この種の研究機関としては日本では最初のものであった。研究所は大分県別府市近郊に設置され、翌年からは診療も開始された。学部と同様に研究所長には委任事項が定められ、処務細則も制定された【二一一・二一二】。設置理由書には、温泉治療学の意義や研究所を別府に設ける理由等が示されている【二一三】。

第二節 創立二五周年

一九三六（昭和一一）年、九州帝国大学は帝国大学としての発足から二五年を迎えた。二五周年を記念する行事を行う機運は一九三五年初頭から起き始め、準備委員会がつくられて一九三六年一月、五月一日に行われる記念式典の要項が決定された。しかし、臨時議会の関係等から延期せざるを得なくなり、実際の式典は一月七日に行われることとなった【二一四】。

記念式典の前日、一月六日に慰霊祭が行われ、初代総長山川健次郎をはじめとする物故職員・卒業生・学生等約七〇〇人を慰霊する祭文が高山正雄総長によって読み上げられた【二一五】。七日の記念式典では、高山総長の式辞につづいて、平生ひらおほはちさかろう 三郎文部大臣、長与又郎東大総長ほかの来賓、卒業生総代・在学生総代の祝辞が述べられた【二一

六・二二七】。式後には饗宴・園遊会が行われ、当日と翌日には学内開放も行われた。

また、『九州帝国大学新聞』は記念式典に合わせて記念号を発刊した【二二八】。この号では一〇月二三日に行われた「過ぎし廿五年を語る記念座談会」が特集され、各学部の名誉教授・教授らが、創立以来の様々な出来事を生き生きと語っている【二一九】。

第六章 大正・昭和初期の学生生活と学生運動

第一節 学友会の創立

九州帝国大学における学友会活動は、まず「運動会」として始まった。一九一一年（明治四五）年一〇月に運動会仮規則が制定され、福岡医科大学学友会の運動各部は九州帝国大学運動会に合併された。翌一九一二年四月四日、「九州帝国大学運動会規則」が制定された。運動会は総長を会長とし、発足当初は六つの部からなっていた【二二〇】。このうち法文学部が設置された一九二四（大正一三）年四月に運動会規則は廃止となり、九州帝国大学学友会規則が制定され、総長を会長とする学友会が発足した【二二一】。当初は運動部のみであったが、翌年から文化系三部が置かれ、学友会としての実質が備わった。

第二節 『九州大学新聞』の創刊

大正期には東大の新人会をはじめ、学生運動団体が設立されるようになるが、九州帝国大学でも大正末期から法文

学部を中心に社会科学的研究を行うかたちで学生運動が始まっていく。こうした状況のなか、一九二七（昭和二）年六月一日、法文学部学生によって、学友会に対抗するかたちで法文会がつくられた【二二二】。「九州帝国大学法文学部法文会々則」で法文会は、法文学部長を会長とし、総務・共済・学芸・体育の四部からなると定められている【二二三】。

法文会は、発足と同時に全学的報道機関紙として『九州大学新聞』を発刊した。紙名に「帝国」の二字が入らなかつたのは、学内の一学部の学生組織が刊行する新聞に「九州帝国大学」の名を冠することを「公私の混淆」「全体と部分の混同」として評議会が認めなかつたためであつた【二二四】。なお、紙名に「帝国」の二字を入れることは一九二五年によく許可され、第一二六号から『九州帝国大学新聞』と改題された。

一九二八年六月、発刊一周年にあつて『九州大学新聞』は「本紙の進むべき道」と題する論説を掲げ、法文学部の内紛事件の報道によって発禁処分を受けたことを省み、今後は大学全体の学生から「我等の新聞」として支持されるようにせねばならない、とその存在意義を再確認している【二二五】。その後『九州大学新聞』は「全日本学生新聞聯盟」の結成を提唱し、大学当局・文部当局の検閲・監視に対して学生の自由と自治を勝ち取るうと呼びかけたが、大学当局の反対で実現はしなかつた【二二六】。また、発行主体の法文会新聞部は、一九二八年度まで三週一回の発行だつた新聞を、翌年度から二週一回に増やすべく法文会に予算要求していたが、財政難から実現困難となり、「九州大学新聞擁護聯盟準備会」を結成して寄付金による財政強化を図ろうとしている【二二七】。

法文会のもう一つの刊行物が一九二七年一月に創刊された『法文論叢』であつた。その創刊号巻頭言で、今は様々なイデオロギーの対立する時代であるが、その時代にあつて批判と実践の基準を確立するために同誌が生まれたことが宣言されている【二二八】。同誌は学生自身による学芸雑誌として、学生たちの研究論考を多数掲載していく。

そのほかの法文会の活動として、共済部があつた。同部は書籍・洋服・文房具の販売を行ったほか、学内に食堂を

設け、学生の生活を支えていた【二二九】。

第三節 大正・昭和初期の学生生活

福岡医科大学時代にすでに「木曜会」等の学生団体が活動を行っていたが、九州帝国大学が創立されると、それらの団体はさらに発展し、新しい団体も数多く結成されていく。

仏教青年会は一九〇七（明治四〇）年五月一九日に発会式を行い、一九二一（大正一〇）年六月には社団法人の認可を受けた。その後福岡市今泉に会館を建設し、一九二六年三月三十一日に入仏開眼式を行った【二三〇】。基督教青年会は仏教青年会よりも一足早く一九〇五（明治三八）年一月二八日に創立され、一九〇九年東公園の一角に会館を建設し、十一月一四日に献堂式を挙げた【二三一】。

日本最初のアマチュア管弦楽団である九大フェルハーモニー会は一九〇九年に結成された。設立者の榊保三郎・医科大学教授が長く会頭を務めていたが、特診事件により榊が会頭を辞任したのち、一九二六年に学友会の音楽部に改組された【二三二】。

この時期の学生生活は『九州帝国大学学生便覧』から窺い知ることができる。その大正一四年版を見ると、この年の入学者から授業料が大幅に引き上げられ、年間七五円から一〇〇円となった。その他学生の生活上重要な情報が示されている【二三三】。

工・農・法文学部が置かれた糟屋郡箱崎町は、かつては半農半漁の旧宿場町であったが、大学設置以降徐々に大学町が形成されていった。昭和初期の箱崎町に対して、学生の視点からはインフラの不整備、下宿料等の高さなどが指摘され、「大学町箱崎」をつくるために「大学と大学生の利便の為に凡ゆる設備を完全にせよ」との要求が行われてい

る【二三四】。また教官の視点からは、法文学部教授宇賀田順三（行政学）が、福岡市との合併・都市計画・箱崎浜埋立の三問題から、箱崎町が大学町として発展する方策を立てるべきことを主張している【二三五】。

第四節 学生運動と三・一五事件

いわゆる大正デモクラシーの時期は、学生が社会問題に関心を持ち、社会的な活動を行うようになった時期であった。そのひとつが、学生による貧民救済事業団体である学生セツルメントの活動である。九州帝国大学では、一九二七（昭和二）年九月、評議会の承認のもとに設立された【二三六】。

九大セツルメントは大学公認のもとで設立されたが、この時期は左翼学生運動が盛んであり、それに対する学生思想問題への取締が厳しくなっていた時期でもあった。一九二八年、三・一五事件が起こると、文部省は同事件関係学生の処分、社会科学研究会の解散、「左傾教授」の処分方針を決定した。九州帝国大学では事件に関係した学生を放学等の処分とし、法文会内の社会文化研究会を解散、向坂逸郎・石浜知行・佐々弘雄の三教授を辞職させた【二三八・二三九】。大工原銀太郎総長は事件が大学の使命に反するものであるとして遺憾の意を告諭した【二四一】。また学生団体への取締りを一層厳重にすることも表明し【二四〇】、以後毎年団体の名称・目的・指導者名等を学生課に届け出ることを義務づけた【二四二】。

三・一五事件ののちも、九大の左翼学生運動は続いた。一九三〇年一〇月、法文会普通会員大会は学友会の解散要求を決議し、嘆願書を学友会会長松浦鎮次郎総長に提出したが【二三七】、これは大学当局から左翼学生運動の一つとして捉えられた【二四三】。このような学生の左傾化に対処するため、九大では講演会の開催や福利施設の充実など、思想善導策を取っている【二四四】。その一方で、一九三一年六月に学生たちが設立した消費組合に対しては、これが

左翼学生の策動であり大学への届け出もないとして、設立後直ちに解散を命令した【二四六】。

九大の一部の学生は、学外の左翼組織との連携またはそのメンバーとして活動していた。こうした学生は治安維持法違反で検挙され、放學などの厳しい処分を科されることとなった。一九三一年に検挙された学生は、労働者の組織化などの活動を行い、放學一名・諭旨退學三名の処分を受けている【二四五】。また一九三二年には、日本労働組合全国協議会（全協）福岡支部協議会や赤色救援会の再建、自治学生会の準備会に関与したとして五名が検挙され、放學などの処分がなされている【二四七・二四八】。この事件を最後として、九大における左翼学生運動は終息することとなった。

特に満洲事変後に、左翼学生運動のカウンター・パートとして台頭したのが右翼学生運動である。一九三二年一月に第一回研究会を開いた満蒙問題研究会（満研）は、法文学部教授鹿子木員信かのこぎのぶを指導教官として、毎週研究会を開いていた【二四九】。しかし翌一九三二年二月、一部会員が研究よりも運動に重点を置いた皇道会を結成して分裂し、満研は一九三四年六月解散した【二五〇】。解散した満研の一部旧会員は同年十一月、農学部教授小出満二を指導教官として国綱会を結成している【二五一】。

左翼学生運動の壊滅後も思想善導策は行われ、その一環として学生福利厚生施設の充実が図られた。文部省が一九三四年度に行った調査の報告書には、学資補給、保健・衛生・医療、宿所供給、生活品の供給等に関する九大の福利厚生施設が掲載されている【二五二】。

第五節 大正・昭和戦前期の国際交流と留学生

九州帝国大学ではしばしば外国の研究者が来學し、講義や講演会、視察などを行っていた。中でも著名なのは、一

九二二（大正一一）年に来学したアルバート・アインシュタインである。アインシュタインは一月に来日し、各地で講演等を行ったのち、一月二五日九大に来学した。九大では歓迎会に出席した後、各学部を視察している【二五三】。

また、戦前期の九大は、全学生に占める外国人学生等の比率が他の帝大に比べて高く、創立期から多くの留学生を受け入れてきた。すでに福岡医科大学時代の一九一〇（明治四三）年に朝鮮から「准学生」を受け入れていたが、正式の学生としては一九一三（大正二）年に中国から三名が入学している。その後も中国を中心として多くの留学生が九大で学び、帰国後は各界で活躍していった。『九州大学新聞』に掲載された記事「留学生後日物語」は、郭沫若をはじめとして、一九三六（昭和一一）年当時の中国で活躍していた九大留学生を出身学部別に紹介している【二五四】。

第四編 福岡高等学校と久留米高等工業学校

第一章 福岡高等学校

第一節 福岡高等学校の創立

一九一八（大正七）年に成立した原敬内閣は、「高等諸学校創設及拡張計画」を立て、一九一九年度から六年計画で官立高等学校一〇校が新設されることとなった。これに対し、高校未設置の全国各県が誘致運動を展開し、福岡県も名乗りを上げた。九州では佐賀高校の創立が一九一八年に決まり、福岡県は翌年に望みをつなぐこととなった。一九

一九年一月、福岡県選出の代議士藤金作は、『福岡日日新聞』に「県民の奮起を望む」と題して寄稿し、県民一丸となつての誘致運動の必要性を述べている【二五五】。そしてその直後、創立費約八〇万円を福岡県が負担する条件で、福岡高等学校の創立が決定した【二五六】。

福岡高等学校は一九二一年一月、勅令第四三二二号をもつて創立された【二五七】。設置場所は福岡市大字鳥飼（現在の六本松）である。翌年一月、九州帝国大学総長真野文二らを来賓に迎えて開校式が行われ、初代校長秋吉音治が式辞を、生徒総代が祝辞を述べた【二五八・二五九】。

福岡高等学校では一九二二年から毎年『福岡高等学校一覽』を刊行し、沿革略、関係法令、学則等の学内規則類、職員・生徒の一覽等を掲載している【二六〇】。また、『福岡高等学校年報』を作成し、学内の各種統計等を文部省に報告している【二六一】。

第二節 学校生活と学而寮

福岡高等学校には生徒寮として学而寮が設置されていた。旧制高等学校の寮につきものであるのが「ストーム」である。これは深夜などに放歌高声して寮内を歩き回り、時には窓ガラスを叩き割るなどの蛮行を行うものであるが、もちろん福岡高等学校でも行われていた。これに対しては退寮処分を含む禁止令が出され【二六二】、実際に処分を受けた者もあつたが、その後もしばしばストームは行われている。このストームへの対処として考え出されたのが「乱舞」であり、これは福岡高等学校の年中行事の一つとなつていく【二六三】。

学校生活の中では乱舞のほかにも運動会や記念祭など多くの行事があつた。それらの中には一般市民にも開放されていたものもあり、市民からも親しまれていた。その代表格が野球の対抗試合である。特に隣県の佐賀高等学校との

試合は人気を博し、両校生徒だけでなく、福岡・佐賀両市民をも熱狂させるものとなつていった【二六四】。

第三節 福岡高等学校の学生運動

福岡高等学校では学生運動が当初から盛んであった。一九二四（大正一三）年に社会科学研究会（社研）が作られ、そのメンバーが関与した最初の事件が、翌一九二五年一月に起きた蜷川事件であった。これは蜷川新の思想善導講演に対し、社研メンバーほかがヤジを浴びせた事件である。この事件をきっかけとして、その数日前に行われた佐野学の講演会を傍聴した生徒も併せて処分が行われることになった【二六五・二六六】。これに対し生徒側は卒業生も巻き込んで処分に反発、生徒大会を開いて処分の軽減と校長・生徒監の反省を要求した【二六七・二六八】。しかし処分は覆らず、二名が放校、二名が退校、六名が無期停学となつている。

こうした学生運動事件はその後も続き、一九二九（昭和四）年には共済会事件、一九三〇年には秘密読書会事件が起きている。後に作家となる檀一雄は当時福岡高等学校文乙在学中で、両方の事件に関与して停学処分を受けている。このように学生運動事件が相次ぎ、学校当局では特に夏休み中に思想的な感化を受けることが多いとして、保証人宛に注意書を送つていた【二六九】。

以上は左翼の学生運動の状況であるが、右翼学生運動も初期から存在し、特に満洲事変後に左翼学生運動が壊滅すると、右翼学生運動が台頭していった。一九三三年に結成された神風学会は、「日本精神」を綱領に掲げ、九大の右翼学生団体とも連携して活動を行っている【二七〇】。

第四節 戦時体制下の福岡高等学校

一九三七（昭和一二）年に日中戦争が勃発すると、戦時体制が強化されていく。一九四〇年九月、文部省は高等学校長会議で各学校に学校報国団の結成を指示した。この学校報国団は、校友会等を再組織して作られる、新たな修練組織であった。福岡高等学校では同年一月に福岡高等学校学校報国団が結成され、それまでの校友会各部は、学校報国団の各部に再編された【二七一】。

一九四一年一二月、太平洋戦争が始まると、日本は「大東亜共栄圏」の建設を大義名分としてアジア各地に占領地を広げていった。一九四三年からは占領下の東南アジア地域の学生を日本に留学させる、南方特別留学生制度が開始された。福岡高等学校でも一九四五年四月、文科に八名、理科に一四名を受け入れることとなった【二七二】。入学後半年足らずで敗戦となり、彼らは帰国するが、その多くは幅広い分野でその後活躍している。

第二章 久留米高等学校

第一節 久留米高等学校の創立

日中戦争勃発の翌一九三八（昭和一三）年、文部省は戦時体制下における技術者需要に対応するとして、一九三九年度に高等工業学校を増設する方針を打ち出した。これを受けて各地で激しい誘致合戦が始まった。福岡県内では久留米のほか大牟田・福岡・小倉が、九州の他県では長崎・佐賀・大分が積極的な誘致活動を展開した【二七三】。その結果、一九三九年三月三十一日、他の六都市とともに、九州からは久留米が選ばれた【二七四】。

久留米高等工業学校は同年五月二二日、勅令第三三六号をもって創立された【二七五】。初代校長には九州帝国大学工学部教授であった小林俊次郎が就任した。七月一日に仮校舎で開校式が行われ、新しい校舎は翌年四月に完成した。創立と同時に規程が定められ、当初、機械・精密機械・工作機械・鉦山機械・採鉦の五科が置かれた【二七六】。一九四二年には新たに工業化学科が設置され、六科となっている。規則も創立と同時に制定され、学科課程・入学・授業料等がこれによって定められた。久留米高工が毎年刊行した『久留米高等工業学校一覽』は規則類のほか、教官や生徒の一覽、統計等を掲載している【二七七】。

第二節 久留米工業専門学校への改称

一九四〇（昭和一五）年一二月、福岡高等学校と同様に、久留米高等工業学校でも文部省の指示に基づき、学校報国団が結成された【二七八】。こののち太平洋戦争が開戦し、戦局が悪化していくと、他の学校と同様に久留米高工でも勤労働員が行われていく。

久留米高等工業学校は一九四四年三月二九日、他の高等工業学校とともに改称され、久留米工業専門学校となった。四月には学科の再編が行われ、機械・鉦山機械・採鉦・化学工業・ゴム工業の五科となった【二七九】。

第五編 戦時体制下の九州帝国大学

第一章 理学部の創設と附置研究所・附属諸学校

第一節 理学部設置運動

九州大学に理学部を設置することは、すでに福岡医科大学の時代からその必要性が訴えられていた【一〇四】。九州帝国大学が具体的にその創設に向けて動き出したのは、第二代総長真野文二の時代からで、たびたび文部省に対して設置要求を行った。大学外からも理学部設置の要望は出されていた。新聞にはしばしば理学部設置の必要性を説く論説が掲載され【二八〇・二八四】、福岡県教育会・福岡県会・福岡市会では設置の建議を行っている【二八一・二八二・二八三】。しかし、自己資金や寄付金を用意することが難しかったため、理学部創設は長い間実現しなかった。

こうした状況のなか、一九三八（昭和一三）年、麻生太賀吉より理学部創設費として一〇〇万円の寄付を受けることが決まった。これを受けて福岡市会・福岡県会でも建議を採択し、設置を後押しした【二八五・二八六】。この結果、帝国大学創立から四半世紀を過ぎ、ようやく理学部が創設されることとなったのである。

第二節 理学部の創設

九州帝国大学理学部は一九三九（昭和一四）年四月一日、勅令第一一〇号により創設された【二八七】。これにより

九大は総合大学としての完成を見たのである。創設当初の理学部は物理・化学・地質の三学科一一講座からなっており、数学科等は置かれなかった【二八八】。これは財政難の折柄、時局下大陸との関係や研究・人材養成の緊急性の観点から、最小限の規模とし応用に重点を置いたためであった【二八九】。第一回生は三〇名が入学、初代学部長には西久光が就任した。

創設後直ちに「学部長委任事項」【二九〇】、「処務細則」【二九一】、「学部規程」【二九二】が定められた。また一九四一年一月までに講座数は一八に増え、教育・研究体制が整えられた【二九三】。しかし戦時中の創設であったために建物・設備の整備は困難であり、建設された校舎は仮教室であった。開学式は一九四一年一月に行われ、荒川文六総長が、理学部創設が数々の困難を乗り越えてようやく実現されたものであることや、麻生をはじめとする寄付者らへの感謝の意を表した式辞を述べている【二九四】。

第三節 附置研究所の増設

九州帝国大学の附置研究所は一九三一（昭和六）年に温泉治療学研究所が設置されて以来、新たな設置はなかったが、一九四一年の太平洋戦争開戦後に急増する。これは戦争に関わる研究を行うためであり、他の帝国大学でも同様に多数の研究所がこの時期設置された。

九大では、まず一九四二年一月、流体工学研究所が設置された【二九五】。これは航空機・船舶の発達に関わるものであったため、戦時下において緊急を要するものとして設置されたのである【二九六】。一九四三年二月には兵器等の改良進歩のために弾性工学を研究する弾性工学研究所が設置された【二九七・二九八】。一九四四年五月には資材不足を補うための木材の活用研究を行う木材研究所が【二九九・三〇〇】、一九四五年一月には主に金属材料の研究を目的

として活材工学研究所がそれぞれ設置された【三〇一・三〇二】。こうして太平洋戦争が終了するまでに、九大には五つの附置研究所が置かれることとなった。

第四節 附属諸学校の設置

附置研究所と並んで戦時期に増えたのが附属諸学校である。まず一九三九（昭和一四）年四月、日中戦争の長期化による軍医需要の急増に因應するため、臨時附属医学専門部が設置された【三〇三】。この学校は修業年限四年で、設立の趣旨に沿って臨床系の授業を多くした、実質的には医学部の附属学校であった【三〇四・三〇五】。なお、同部は一九四四年四月に名称から「臨時」を取り、「附属医学専門部」と改称されている。

ついで一九四二年四月には中等学校の理科・数学教員の不足を補うため、臨時教員養成所が設置された【三〇六】。九大に設置された福岡臨時教員養成所には定員三〇名の数学科が置かれ、数学教員の養成が行われた【三〇七】。さらに一九四四年四月、戦争による生産現場の労働力・技術者不足を補うものとして、附属工業専門部が設置された【三〇八】。九大の附属工業専門部には機械・電気通信・航空機・造船の四科が置かれ、もと福岡市立福岡商業学校の敷地建物を使用して授業が行われた【三〇九】。

第二章 戦時体制の形成

第一節 戦時体制の形成

一九三七（昭和一二）年七月七日、北平（現在の北京）郊外盧溝橋で日中両軍が衝突、全面戦争に突入した。同年中に中国の首都であった南京は陥落したが、中国国民政府は奥地へと移転し、徹底抗戦を続けた。日本はこの戦争に対応するため国内の戦時体制形成を進めた。同年一〇月には国民精神総動員中央連盟が結成され、国民精神総動員運動（精動運動）が開始された。また、翌年四月には国家総動員法が施行された。

大学においても戦争への対応が進められた。九州帝国大学でも精動運動に関わる諸行事が行われ、戦争関連の研究が進められるなど、さまざまな戦争協力を実施している【三一〇】。また、空襲の可能性に備え、防護団を結成して、防護計画を策定し【三一―】、それに基づいた防空訓練がたびたび行われるようになった【三二―】。一九四一年の訓練では、詳細な指導要領が作成され、それに基づいて訓練が行われている【三一三】。防護団は一九四三年に改組されて特設防護団となり、新たに規程も制定された【三一四】。

こうして戦時体制が強化されるにしたがい、九州帝国大学でも学内の各種の行事は、軍事色ないしは国粹色が強いものとなっていった。一九四〇年は神武天皇が即位してから二六〇〇年とされ、国を挙げて盛大な記念式典・記念行事が挙行された。九州帝国大学においても内閣主催の記念式典と同じ一月一〇日、第二学生集会所で記念式を行っている【三一五】。また、一九四一年二月八日に太平洋戦争（日本はこれを日中戦争も含めて大東亜戦争と呼んだ）が始まると、その戦捷祈願式を行った【三一六】。

第二節 学校報国隊の結成

一九四一年八月八日、文部省は全国の官公立学校に学校報国隊の結成を指示、九州帝国大学では九月二〇日にその結成式が行われた【三一七】。学校報国隊は勤労作業等に対応するために学生を組織するもので、学校を戦時体制に即応させるものであった。荒川文六総長は結成式において、報国隊の活動はそれ自体が一つの活きた学問であり、そのようにあらしめねばならないと訓示した【三一八】。

同年一月二八日の太平洋戦争開戦後、毎月八日は大詔奉戴日とされ、当日もしくはこれに近い日に各種行事が行われるようになった。九大では開戦一周年の一九四二年一月、大詔奉誦式・報国隊観閲式・戦没者慰霊祭を行っている【三一九】。

第三節 戦時体制下の学生生活

日中戦争の勃発は九州帝国大学にも大きな影響を与えた。学生生徒の中には召集を受けて出征する者や、出征軍人の子弟もいた。そうした学生生徒については一九三七（昭和一二）年一月二五日の評議会で、授業料や在学期間等について取扱いが定められた【三二〇】。

戦争の影響が大学にも及び始めていたとはいえ、一九四一年の太平洋戦争開戦までは学内の日常は日中戦争前とさほど変わりはなかった。一九三九年の『九州帝国大学新聞』に連載された「我等の団体」は学内の運動部・文化部等の団体の、盛んな活動状況を紹介している【三二一】。もっとも一方で戦争の影響は徐々に及んでおり、それはまず住居と娯楽の問題に色濃く表れるようになっていった。【三二二】。

太平洋戦争開戦から一周年の一九四二年一月八日、荒川文六総長は『九州帝国大学新聞』に寄稿して、生活のすべてを挙げて戦争目的に役立つものとするよう学生に説いた【三二三】。一方で同紙は、その次の号で、学生の健康状態が悪く、一層の節制と練成が必要であると報じている【三二四】。

戦争末期の学生生活の状況を概観するものとして、一九四四年の『九州帝国大学学生便覧』を収録した。軍事関連の項目が多いなど、戦時下の状況が色濃く反映されている【三二五】。

第三章 学徒動員・学徒出陣

第一節 研究動員・学徒勤労働員

日中戦争の勃発以降、戦時動員体制が構築され、大学もそれに組み込まれていった。

大学の動員のひとつは科学研究動員であった。政府は一九四三（昭和一八）年八月二〇日、大学等における科学研究に関して、戦争遂行を唯一絶対の目標として遂行するとした「科学研究ノ緊急整備方策要綱」を閣議決定した。これに基づき、九州帝国大学では各学部の意見を徴したうえで、九月二一日の評議会で学内に科学研究動員特別委員会の設置を決定した【三二六】。同年一〇月二二日には「教育ニ関スル戦時非常措置方策」が閣議決定され、これに基づき二一日、文部省より法文学部学生の京都帝国大学委託が内示された。これに対して法文学部教授会は反対の意見書をまとめ、結局委託は見送られている【三二七】。

もうひとつの動員は勤労働員であった。これは一九三八年に学内での集団勤労働作業として始まったものが徐々に強化され、一九四五年には授業を停止し、命令に基づく工場などでの勤労働員作業にまで至ったものである。この間一

九四一年に結成された報国隊は同年十一月、初めての学外での勤労働員作業として、糟屋郡一帯で稲刈り等を行った【三二八】。

第二節 学徒出陣

一九四三（昭和一八）年九月二一日、「現情勢下ニ於ケル国政運営要綱」が閣議決定され、大学生等の徴収猶予が停止されることとなった。これにより文科系学生を中心として、二〇歳以上の大学生は入隊せねばならないこととなった（理科系学生等は入営延期とされた）【三二九】。

一〇月二二日、明治神宮外苑競技場で出陣学徒壮行会が行われた。九州帝国大学ではその二日前の一九日、工学部運動場で壮行会が行われた【三三〇】。『九州帝国大学新聞』は翌日付で特集号を発行し、総長をはじめとする多数の教官の壮行の辞を掲載した【三三一】。なお、同紙は同号を以て休刊となり、戦後の一九四八年に『九州大学新聞』として復刊した。

第四章 敗戦後の九州大学・福岡高等学校・久留米工業専門学校

第一節 戦後処理の開始

一九四五（昭和二〇）年八月一四日、日本は連合国にポツダム宣言受諾を通告して無条件降伏し、翌日天皇自らのラジオ放送（「玉音放送」）により、敗戦が国民に知らされた。敗戦を受け九州帝国大学では、一六日に百武源吾総長

が教職員に訓示して、これまでの職務精励の不十分を自省反省した上で、新日本建設への協力と皇国護持に邁進するよう呼びかけた【三三二】。

敗戦後日本は連合国軍に占領され、連合国軍最高司令部（GHQ）の指示の下に戦後処理を行うこととなった。大学では戦時色・軍事色の強い学科・講座等の廃止がまず行われた。一九四五年一月三十一日付で工学部航空学教室は廃止され、工業力学教室に改編された【三三三・三三四・三三五】。同日付で活材工学研究所も廃止された。一九四七年一月一日、九州帝国大学は他の帝国大学とともに国立総合大学となり、九州大学と改称された【三三六】。

一九四六年四月一日、それまで官立の高等学校・専門学校の官制は、文部省直轄諸学校官制で一括して定められていたが、それぞれ独立の官制で定められることとなった。これにより福岡高等学校は官立高等学校官制、久留米工業専門学校は官立専門学校官制で、それぞれの教授定員等の官制が定められている【三三七・三三八】。

こうした制度改革が行われた一方、戦時下で創設されたために仮教室しかなかった理学部では、敗戦により廃止された旧陸軍第四九部隊跡地への移転が計画された【三三九】。一九四六年二月、第四九部隊の隣の第四八部隊跡地が日本政府に返還されたため、まずここへ数学科の移転を行い、残る三学科を順次移転することとしていた。しかし、占領軍がこの第四八部隊跡地を使用する計画があるとの噂が流れたため、占領軍福岡地区軍政部に移転への理解を求める覚書を送った【三四〇】。結局資材不足等により、理学部の全面移転は取りやめとなっている。

第二節 学内・校内刷新

GHQは一九四五（昭和二〇）年一月から二月にかけて、教育に関する四大指令を発した。これに基づき九州帝国大学では、まず思想問題を理由として追放されていた教官の復職を決定するとともに、軍国主義者・超国家主義

者に該当する教官の調査を開始した。医学部では一九四六年二月五日、助教・講師が辞職理由書を發表して、全員が一斉に辞表を提出し、これが学部内刷新の具体的契機となった【三四一】。他の学部でも刷新運動が進められ、民主化が図られた。こうした動きに対し工学部では、教員の適格審査を公正なものとするよう求める決議を学生大会で採択し【三四二】、これに反発した社会科学研究会が批判の声明書を出している【三四三】。

太平洋戦争の敗色が濃くなっていた一九四五年六月から七月にかけて、捕虜となった米軍人に対する「実験手術」が九大医学部で行われた。いわゆる生体解剖事件である。戦後発覚したこの事件では、手術実施の中心人物であった石山福二郎教授（外科学）らのほか、手術の場所を貸した平光吾一教授（解剖学）も逮捕・起訴された（石山は起訴前に自殺）【三四四・三四七】。被告の数は捕虜を提供した陸軍側を含め、三〇名にもなった。取調の際の尋問調査が米国国立公文書館に所蔵されており、その一部は日本の国立国会図書館憲政資料室にマイクロフィッシュで収められている。ここでは、石山の尋問調査と、すべての手術に立ち会った平尾健一助教の尋問調査を掲載した【三四五・三四六】。横浜でのBC級戦犯裁判の結果、平尾ら五人が死刑判決を、他の大半の被告も有罪判決を受けたが、全員が恩赦で減刑され、のち釈放されている。

第三節 戦後初期の学生生活と学生運動

戦後の民主化は、学生生活にも大きな影響を与えた。福岡高等学校では、戦時中に定められた統制色の強い寮則が廃止され、新たに「自由ヲ愛シ自治ヲ重ンジ」ということばから始まる綱領と、生徒による自治組織を定めた寮規が制定された【三四八】。

敗戦後の日本は猛烈なインフレに襲われた。また、戦争中に軍需中心の生産体制が取られていたため、戦後もすぐ

には民生用の生産は回復せず、農村の人手不足や流通の混乱によつて食料の生産・流通は滞り、人々の生活は逼迫した。

学生たちはこうした状況の中で生活せねばならなかった。『九州大学新聞』が一九四八（昭和二三）年初めに行った調査では、学生の四分の三以上がアルバイトを希望し、その三分の二近くが生活費の半分程度以上をアルバイトで稼がねばならない状態であつた【三四九】。また、食糧事情だけでなく住宅事情も悪く、戦後初期には学内に居住するものも少なくなかつた。

戦後の民主化の中で、学生運動が再建され、戦前期以上に盛んになつた。九州大学では一九四七年五月、法文学部自治会が発足し、以後各学部に自治会が結成された。『九州大学新聞』第二七〇号に掲載された「学生運動 回顧と展望」では、社会科学研究会等の文化運動、食住をめぐる厚生運動とともに、自治運動の経緯が述べられている【三五〇】。こうした運動は当時発足したばかりでこの時期十分に組織化されてはおらず、自治運動と厚生運動の統一や学内外の運動との連動が急務であることが『九州大学新聞』では訴えられている【三五二】。

一九四八年一〇月一五日、文部省は国立大学総長・学長会議に対して、アメリカ式の理事会方式を大学行政に導入する大学法試案要綱を提出した。九大は二五日の評議会で大学としての態度を決定することとしたが、この情報をつかんだ各学部自治会は反対を決議、同日評議会開会前に本部前広場で全学総決起大会を開いた。評議会は反対を決議し、二八日の国立大学総長・学長会議でただ一校、全面的に反対を表明した【三五二】。結局同法への反対は全体として強く、国会提出はされたものの審議未了で廃案となつた。